

令和8年10月16日

関係各位

三重大学教育推進・学生支援機構

機構長 湯浅 陽子

三重大学教育推進・学生支援機構特任教員（講師）の公募について

本機構における下記内容を担当していただく特任教員を公募いたします。

記

職名・募集人員： 三重大学教育推進・学生支援機構特任教員（講師） 1名

着任時期： 令和9年4月1日

勤務形態： 非常勤（1週間当たり31時間の勤務）

任期あり（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

（本学規定により特任教員の最終雇用期限は、満68歳に達する日以後における最初の3月31日までとなっています。）

令和10年度以降についても、当該ポストに係る公募を実施する可能性あり

専門分野及び担当授業科目分野：キャリア教育

「キャリア教育入門」「ビジネスキャリア入門」「インターンシップ入門」など、年間8コマ程度
なお、上記以外にも本学が必要とする科目を担当していただく場合もあります。

応募資格：

修士の学位を有する者、または同等以上の業績を有し、機構が行う教育・研究上の能力があると認められるもので、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものが望ましい。

- (1) キャリア教育に係る授業を担当した経験を有する者
- (2) 大学または企業等における人材育成に係る経験を有する者
- (3) 地域・産業界との連携に係る経験を有する者

さらに、大学教育と大学組織に理解を有し、大学に勤務経験がある方が望ましい。

採用後は、津市内又はその近郊に居住することが望ましい。

職務内容：

- (1) 教育分野に関する授業、大学教育に関する業務及びそれに関連する業務
- (2) 就職やインターンシップに係る企業の開拓
- (3) 就職に係る学生指導及び支援
- (4) キャリア教育の開発と実施
- (5) その他、教育推進・学生支援機構、地域創造教育センター、学生支援・キャリアセンターにおける業務

給与： 国立大学法人三重大学特任教員（教育担当）に関する規程に定める額とします。

試用期間： 採用日から1か月間

募集期間： 令和8年10月16日（金）～令和8年11月17日（火）17時必着

応募・選考・結果通知・連絡先：

〔応募書類〕

以下提出書類一式を PDF ファイル（A4 版）で提出すること。

- (1) 履歴書（指定様式） 1 通
- (2) 教育研究業績一覧（指定様式） 1 部
- (3) 外部資金獲得実績一覧（任意様式） 1 部
- (4) 主要著書・主要論文別刷（5 編以内） 各 1 部
- (5) これまでの主要な研究内容及び実務経験について（特筆できる点の説明を含む。）（1,600 字程度） 1 部
- (6) 大学教育及び業務に関する抱負（1,600 字程度） 1 部
- (7) 応募者に関して照会できる者（2 名）の氏名及び連絡先 1 部

〔送付先〕

応募書類は電子データによるオンライン提出（NII FileSender による）になります。

下記「オンライン提出照会先」のメールアドレスに「NII FileSender による応募書類提出希望（学生支援・キャリアセンター特任教員）」というメールタイトルで連絡してください。

折り返し NII FileSender による提出先 URL を連絡いたします。（3 日経っても返信がない場合は、オンライン提出照会先までお問い合わせください。）

オンライン提出照会先： koubo@dhier.mie-u.ac.jp

〔選考方法〕

書類選考、面接（書類選考合格者のみ、面接の日時・場所などを通知いたします。面接のための旅費及び宿泊費は応募者でご負担願います。）

〔採否通知〕

令和 8 年 12 月 25 日（金）までにご連絡します。

〔雇用者氏名〕

三重大学長 伊藤 正明

〔問合せ先〕

三重大学教育推進・学生支援機構 担当：早川

E メール： koubo@dhier.mie-u.ac.jp

電話：059-231-9056

※提出いただいた応募書類に含まれる個人情報、今回の選考に関する目的以外には使用しません。

受動喫煙防止措置の状況： 特定屋外喫煙場所を除き、敷地内禁煙

その他： 三重大学では、多様な人材の積極的な応募を歓迎します。

※ 本学では、「三重大学ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」（令和 4 年 12 月 27 日）を行い、学内保育園や研究補助員配置など研究教育環境の整備やワーク・ライフ・バランス支援の取り組みを積極的に推進しています。詳しくは以下の URL をご参照ください。

(<https://www.diversity.mie-u.ac.jp/index.html>)

※ 本学では、男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、女性研究者の積極的な応募を歓迎します。なお、選考に際し、男女雇用機会均等法第 8 条（女性労働者に係る措置に関する特例）の規定により、業績（研究、教育、社会貢献等）及び人物の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。